

人権擁護委員が 委嘱されました

1月1日付で、
善林 景子さん
(再任)が人権
擁護委員として
法務大臣から委
嘱されました。



●人権擁護委員の活動と役割

人権擁護委員は、人権についての
相談業務や人権擁護のためのPR活
動をしています。

【人権相談】

日時/毎月第2火曜日

9:30～12:00

場所/市保健福祉センター

問い合わせ/

総務課 ☎(43) 1113

人権フェスタ開催のお知らせ

広く人権尊重思想の普及高揚を図る
ことを目的に人権フェスタを開催します。

日時/2月15日(土)

13:30～15:25

場所/文化スポーツ複合施設(多機
能ホール)

講師/成田 真由美氏(パラリン
ピック競泳メダリスト)

内容/講演「自分の可能性を求めて」

参加費/無料

定員/500人

申込方法/電話または申込
フォームから申し込みく
ださい。



申込フォーム

問い合わせ/

総務課 ☎(43) 1113

マイナンバーカードの特急発行・ 1歳未満の方の顔写真について

交付まで1～2カ月程度かかるマ
イナンバーカードについて、新生児
の交付や紛失などによる再交付など、
特に速やかな交付が必要となる方を
対象に、交付までの期間が1週間
程度(年末年始やシステムメンテナ
ンス時などを除く)に短縮される特
急発行の申請が開始されました。

また、1歳未満の方のマイナ
ンバーカードは、一律で顔写真なしと
なりました。写真付きで申請するこ
とはできません。詳しくはホーム
ページをご覧ください。

問い合わせ/

市民課

☎(43) 1117



詳しくはこちら

エコパークしおや 再生品無料提供事業

実施期間/

1月6日(月)～22日(水)

9:00～16:30 *土・日・祝日を除く

対象/矢板市・さくら市・塩谷町・
高根沢町在住の18歳以上の方

そのほか/詳しくはホームページを
ご覧になるか、電話で
お問い合わせください。



詳しくはこちら

問い合わせ/

エコパークしおや管理事務所

☎(53) 7370

住宅の耐震無料相談会

住宅の耐震化に関するお悩みに市・
県職員がお答えします。お住まいの家
に不安がある方はぜひお越しください。

日時/2月4日(火)

10:00～12:00

場所/生涯学習館1階 会議室

申込方法/事前予約は不要ですが、
電話または申込フォームから予約
することもできます。



申込フォーム

*予約優先

問い合わせ/

建設課 ☎(43) 6212

生涯学習館体育室定期使用団体 日程調整会議を開催します

4月から令和8年3月までの間に、
定期使用を希望する団体の日程調整
会議を開催します。使用を希望する
団体はご出席ください。

日時/1月29日(水) 18:00～

場所/生涯学習館1階 会議室

そのほか/1月14日(火)までに、
生涯学習課窓口にある申請書に
使用希望日を記載し、提出して
ください。

問い合わせ/

生涯学習課 ☎(43) 6218

家庭でのごみの焼却は、法律で禁止されています

家庭でのごみの焼却は、不完全燃焼による有害物質の
発生原因になります。また、火の粉が飛び散り、延焼す
るなど火災につながる事例(野焼きの火が自宅に燃え
移ってしまった など)も発生しています。家庭でのご
みの焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃
棄物処理法)」により禁止され、違反した場合は罰則規
定の対象となることがあります。地域の安全を守るため
に絶対にやめましょう。

【罰則規定: 廃棄物処理法 第25条(抜粋)】

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処し、
またはこれを併科する

問い合わせ/生活環境課 ☎(43) 6755

■法令違反の焼却例

- ・家庭のごみを空地や田畑で焼却すること。
- ・家庭菜園で出た作物残さや庭の雑草・枝木竹を焼却すること。
- ・地面・素掘りの穴・ドラム缶・ブロック囲いなどで焼却すること。

■ごみ処分の方法

- ・矢板市ごみ収集カレンダー裏にあるごみの分別ガイドに従って処分してください。
- ・庭の雑草や枝などは、小分けにして市指定のごみ袋に入れ燃えるごみとして出すか、エコパークしおやに直接搬入してください。

所得税の還付申告をされる方へ

令和6年分の確定申告期間は、土日・祝日を除いた2月17日（月）～3月17日（月）です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、令和7年度分の市・県民税の申告期間は、2月17日（月）からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

医療費
控除額*1
(最高200万円)

=

実質的に支払った医療費*2

-

令和6年中
に支払った
医療費

-

医療保険
などで
戻った額

-

10万円または
総所得金額等
の5%
(どちらか少ない方)

*1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
*2 この金額が10万円、または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■対象となる医療費

- ①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- (1) 医師・歯科医師による診療（治療）代
 - (2) 治療や療養のための医薬品購入費
 - (3) 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - (4) 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - (5) 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養（在宅を含む）上の世話の費用
 - (6) 助産師による出産の介助料
 - (7) 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価（介護費・食事）として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額
- *詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付などは発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、それぞれの自治体へ申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意ください。確定申告などで寄附金控除を受けてください。

- ①確定申告書、または市・県民税申告書を提出したとき
- ②対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ③ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更などがあった場合、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

還付申告により所得税が戻る方とは…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

- ②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの
- (1) 通院費用・入院の部屋代や食事代・医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
 - (2) 義手・義足・松葉づえ・義歯などの購入の費用
 - (3) 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

*控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎（43）3896へお問い合わせください。

■必要書類 *令和6年のもの

- ①医療費控除の明細書
(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- ②医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書

医療費控除では、領収書の提出は不要です。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

*医療費控除を受けるには医師などが発行した証明書の提出が必要です。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
*医療費控除のほかに、セルフメディケーション税制もあります。詳細については国税庁ホームページをご覧ください。
*医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

各種保険料控除

令和6年中に支払った健康保険料や公的年金保険料などの社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

■必要書類

- ①社会保険料控除は、領収書または納付証明書
 - ②生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書
- *国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築などをしたとき、要件に当てはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。1年目は確定申告で、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。ただし、入居した年とその年の前2年もしくは後3年以内に、譲渡所得の課税の特例（3千万円の特別控除・買い換え・交換の特例など）の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

また、令和6年居住開始の一般住宅の場合、以下の要件のいずれかに該当すれば控除対象となります。

- ①令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの
- ②令和6年6月30日までに建築されたもの

*40㎡以上50㎡未満の住宅の場合は、①の条件を満たすもののみ控除の対象となります。

■主な要件（新築住宅の場合）

- ①住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ②控除を受ける年の所得金額が2千万円以下であること
- ③民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- ④返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類（新築住宅の場合）

- ①登記事項証明書（法務局発行）など
 - ②請負契約書、または売買契約書など
 - ③借入金の年末残高証明書
 - ④補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの
- *土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
*新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

税務署で確定申告をされる方へ

申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの入力が必要となり大変便利です。ぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。



また令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押印は行いません。申請書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

●所得税の確定申告

期間／2月17日（月）～3月17日（月）
*土・日・祝日を除く
受付時間／8:30～16:00 *9:00 相談開始
場所／氏家税務署2階 会議室
*上記期間前に確定申告会場はありません。期間中にお越しください。2月14日以前は、事前に電話予約がある方（還付申告）のみの対応となります。
*会場の混雑緩和のため、確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



問い合わせ

- 所得税の申告に関すること
〒329-1393 さくら市氏家2431-1
氏家税務署 ☎028（682）3311
*音声案内で「2」を選択してください
- 市・県民税の申告に関すること
市税務課 ☎（43）1115
- 確定申告書作成コーナーの操作等に関すること
e-Tax 作成コーナーヘルプデスク
☎0570（01）5901
*9:00～17:00（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）

TVでも紹介された、どなたでも“組む書ける”
エンディングノート体験会
無料 予約 1/26(日) 10:00~11:30
家族葬専用式場つむぎ矢板
【イベントの受付・予約はこちらからどうぞ】
0120-33-8871
矢板市鹿島町483-1

20 歳になったら国民年金に加入します～知っておきたいポイント～

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなですべて支えようという仕組みです。

●将来の大きな支えになります

国民年金は、20 ～ 60 歳までの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。

遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取ることができます。

問い合わせ／

大田原年金事務所 ☎（２２）６３１１

市民課 ☎（４３）１１１７



詳しくはこちら

Q1. 国民年金の加入は、いつ？どこで？

A1. 20 歳になると、日本年金機構から国民年金に加入したことを知らせる通知が届きます。
2 週間程度経過しても通知が届かない場合は、市民課で加入手続きをお願いします。

Q2. 毎月の保険料はいくら？

A2. 月額 16,980 円（令和 6 年度）です。

Q3. 保険料を安くする方法はあるの？

A3. あります！前納制度や口座振替をご利用ください。これらをセットにすることでさらに割引になります。

Q4. 毎月 16,980 円は払えない。どうすればいいの？

A4. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。市民課や年金事務所ににご相談ください。

就学援助制度についてのお知らせ

市では、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童・生徒に、学用品費などの援助を行う就学援助制度を設けています。

対象者／本市に住民登録がある児童・生徒の保護者で、

- 以下のいずれかに該当する方
- ・生活保護を受けている方（要保護者）
- ・要保護者に準ずる程度に困窮している方

支給項目／学用品費・通学用品費・入学準備金・新入学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費・医療費 など

申請方法／就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、在籍する学校へ提出してください。

＊申請書は各小・中学校にあります。

＊所得を証明する書類の提出を求める場合があります。

申請期間／年度当初申請（４月認定）は、学校が指定する期日までに提出してください。なお、年度途中でも申請は随時受け付けています。

問い合わせ／教育総務課 ☎（４３）６２１７

市営駐車場 定期利用者募集

駐車場名および料金／

駐車場名	料金	区画数
片岡駅東口駐車場	月 4,000 円／区画	18 区画
片岡駅西口駐車場	月 4,000 円／区画	25 区画

利用期間／４月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）
申込期間／２月 7 日（金）～３月 7 日（金）

そのほか／

- ・申込時に利用する車のナンバーをお知らせください。
- ・車庫証明は発行しません。
- ・申込者多数の場合は抽選となります。＊市民の方優先
- ・駐車場に空きがあれば、申込期間後も受け付けます。

申込・問い合わせ／

施設管理公社（泉きずな館内）

☎（４３）４６２０



詳しくはこちら

脳卒中を知ろう～今あなたにできること～

脳卒中は、死亡や寝たきりなどの原因となる重大な病気です。専門医を講師として招き、予防のための講話を開催します。

健康のためにできることを知り、あなたと家族の『からだ』と『これから』を守りましょう。

日時／１月 23 日（木）10:00 ～ 11:00（受付 9:30 ～）

場所／矢板公民館 大会議室

対象／市内在住・在勤の方

定員／30 人程度 参加費／無料

体幹トレーニング教室

日頃の運動不足を感じ、健康維持のために運動する機会を求めている働き世代の方を対象に、体幹トレーニング教室を開催します。

プランクをはじめとする本格的な体幹トレーニング方法を学び、引き締まった体を手に入れましょう。

日時／２月 25 日（火）19:00 ～ 20:30

場所／泉体育館

対象・定員／

18 歳以上 60 歳以下の市内在住の方 30 人 ＊先着順
参加費／無料

講師／竹川 英宏先生（獨協医科大学病院脳卒中センター長・（公社）日本脳卒中協会専務理事 兼 栃木県支部長）

申込方法／１月 20 日（月）までに申込フォーム、電話または窓口でお申し込みください。

そのほか／広報やいた 12 月号掲載の脳卒中予防教室（全 4 回）にお申込みされた方は、申込不要です。

問い合わせ／

健康増進課 ☎（４３）１１１８



申込フォーム

講師／医療法人社団 為王会 尾形クリニック

健康運動指導士 塚田 翠先生

持ち物／ヨガマットまたはバスタオル・上履き・運動のできる服装・飲み物 など

申込方法／２月 18 日（火）までに申込フォー

ムまたは電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／

健康増進課 ☎（４３）１１１８



申込フォーム

やいた特派員を募集しています

SNS を活用し、市の広報紙では発信しきれないイベント情報や食べ物・風景など「＃矢板市」「＃やいた特派員」「＃yaitagram」のハッシュタグを付けて投稿してみませんか。特派員にはノベルティとして、矢板市産材で作ったオリジナルバッチをプレゼントしています。



現在、市内外のたくさんの矢板市ファンが活躍しています。一緒に活動してくれる方はぜひご連絡ください。

◀ノベルティ「YAITA CITY」木製バッチ

登録資格／

- ・矢板市が好きな方（市内在住・在勤在学問わず）
- ・自身の SNS アカウントを活用し、積極的に本市の魅力・情報発信ができる方

募集期間／随時募集

そのほか／登録方法など詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ／

秘書広報課 ☎（４３）３７６４

✉ yaita@city.yaita.tochigi.jp



詳しくはこちら

とちそうの家族葬

とちそうは2～3名の家族で送る葬儀から30名くらいの家族葬までおこなっています



とちそうの特徴

- 1 できるだけ費用のかからない明朗会計資格を持った事前相談員がご希望の葬儀をご提案致します(無料)
- 2 亡くなられましたら会員は県内の病院・施設から無料で搬送(直送除く)
- 3 駐車場から室内すべてバリアフリーなので車椅子でも安心
- 4 ご希望によりピアノの生演奏や故人の生涯を映像にしてお別れをします
- 5

保冷カプセルが保ちます

大切な方がお亡くなりになってから火葬まで故人の尊厳と美しさをそのまま保ちますお顔が変わったり匂いが出ることはありません

とちそう 翼ホール

株式会社とちそう 0287-43-4777 (代)





MUSBELL

うちの子も結婚できました!

あきらめないで! まずはお気軽にお悩みご連絡くださいませ。

結婚相談所ムスベル宇都宮 ☎ 028-611-3545

独身のお子様の結婚相談

フェスタ in YAITA（市民講座発表会）を開催します

矢板公民館・農村環境改善センターで学ぶ講座生などが一堂に会し、日頃の活動の成果を発表します。

日時／2月8日（土）～9日（日）
9：00～15：00

場所／矢板公民館

内容／講座紹介・作品展示

問い合わせ／矢板公民館 ☎（43）0469

＊月曜・祝日休館



ツツジの名所、長峰公園を守ろう！ 薬除去活動ボランティア

日本の都市公園百選にも選ばれている長峰公園のツツジを守るため、薬除去作業などの活動を行います。

日時／2月8日（土） 9：00～11：00

薬とは…植物の根元部分から生える若芽のことで、放置すると花の成長を阻害します。

＊国道461号「長峰公園入口」交差点北側付近に集合してください。

＊雨天による中止の場合は、参加者に直接連絡します。

場所／長峰公園

定員／30人程度

持ち物／タオル・軍手・剪定ばさみ（お持ちの方）

申込方法／1月31日（金）までに、電話でお申し込みください。

そのほか／動きやすい服装でお越しください。

申込・問い合わせ／市観光協会事務局

☎（47）4252

＊第1・3火曜定休

たかはら「雪月火」～1日限りの雪まつり～

八方ヶ原一面の真っ白な「雪」と夜空の「月」、ろうそくの「火」が幻想的な景色を作り出す1日限りのイベントを開催します。かまくら作りから点灯まで、みんなで作り上げましょう。

日時／2月8日（土）13：30～19：30

場所／山の駅たかはら周辺

対象／子どもから大人まで、どなたでも

参加費／300円 ＊事前申し込みの場合は200円

持ち物／防寒対策の上、濡れたり汚れたりしても良い服装

そのほか／

- ・当日参加も可、時間内であれば自由に入退場できます。
- ・天候不良時および積雪が無い場合は、中止となります。



問い合わせ／山の駅たかはら ☎（43）1515

＊冬季営業中のため、金・土・日・祝日のみ営業

2月の各種相談日・休日当番医

●各種相談【無料】

相談種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
人権相談	10日（月）	9：30～12：00	市保健福祉センター	総務課 ☎（43）1113
法律相談 予約制	20日（木）	9：00～12：00	矢板公民館	社会福祉協議会 ☎（44）3000
心配ごと相談	4・18・25日（火）	9：00～12：00		
行政相談	4日（火）	9：00～12：00		秘書広報課 ☎（43）3764
消費生活相談	月～金（祝日を除く）	9：00～12：00 13：00～16：00	消費生活センター（生活環境課内）	生活環境課 ☎（43）3621
健康栄養相談 予約制	17日（月）	9：00～12：00 13：00～16：00	市保健福祉センター	健康増進課 ☎（43）1118
ひきこもり相談 予約制	26日（水）	13：30～14：30 15：00～16：00	矢板公民館 1階 団体事務室	社会福祉課 ☎（43）1116
乳幼児健康相談 予約制	10日（月）・25日（火）	ご予約時にお知らせします。	市保健福祉センター	子ども課 ☎（44）3600

●休日・救急当番医

診療の内容・時間帯は患者さんの状態や医療機関によりますので、必ず電話でご確認の上、受診してください。

日にち	9：00～12：00／14：00～17：00	17：00～19：00	18：30～21：00
2日（日）	橋本医院 ☎（43）0406	塩谷病院 ☎（44）1155	診療室くろす ☎028（682）8811
9日（日）	かわしま循環器内科 ☎（43）5470		診療室しおや ☎（44）1155
11日（祝・火）	村井医院 ☎（43）0064		診療室くろす ☎028（682）8811
16日（日）	矢板南病院 ☎（48）2555		
23日（日）	佐藤病院 ☎（43）0758		診療室しおや ☎（44）1155
24日（祝・月）	後藤医院 ☎（44）2323		

＊土曜日は、年間を通じて診療室くろすで行います。（18：30～21：00）
＊院内感染を避けるため、院内ではマスクの着用をお願いします。

2月の窓口案内

●マイナンバー休日窓口 予約制

15日（土） 9：00～12：00

市民課 ☎（43）1117

●延長窓口（市民課・税務課の一部業務）

毎週水曜日（祝日の場合は木曜日）は19：00まで延長しています。

5・12・19・26日

市民課 ☎（43）1117 税務課 ☎（43）1115

●まちなか保健室 健康増進課 ☎（43）1118

日にち	時間	場所	備考
1日（土）	9：30～11：30	市保健福祉センター	体組成測定
	13：00～15：00		
7日（金）	8：30～17：15	健康増進課窓口	ポイント付与のみ
17日（月）			

あんしん価格

家族葬・一般葬

※少人数のお葬式には、家族葬専門の「矢板ホール」をおすすめします。
少人数～15名様くらいがちょうどいい式場です。

※ゆったり式場「椿の花斎苑」は、家族葬、一般葬ができる式場です。
ワンフロアで家族葬・一般葬。（左写真）

椿の花斎苑

お葬式のご相談賜ります（無料）

小さな葬儀社
矢板市片岡1913-25
電話 0287(48)6785

矢板市役所●
消防署●
第2駐車場
矢板IC

●ヨークヘニマル
椿の花斎苑
●矢板ホール

事前相談
事前相談

なぜ？

こんなにも多くの方が
ひろまの接骨院を
支持されているのか？

**ヘルニア・坐骨神経痛
がまんしていませんか？**

ひろまの整骨院
HP
LINE予約はこちら

さくら市 ひろまの整骨院 検索

〒329-1311 さくら市氏家2532-7
050-8887-2312

LINE

当院の技術が
書籍やDVDになりました

COUPON

『広報やいたを見た』
と電話で伝えてください
初めての患者様
お試し2回で
限定1日5名様
1,980円